

居宅介護の基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（基本単価）

居宅介護における介護給付費の対象となるサービス利用単位

○1単位につき10,18円（地域区分）をかけた金額になります。

利用時間	身体介護 1 居宅における身体介護 2 通院介助（身体介護を伴う）	通院介助 （身体介護を伴わない）	通院等乗降 介助
30分未満	245単位	101単位	1回につき 97単位
30分以上1時間未満	388単位	189単位	
1時間以上1時間30分 未満	567単位	264単位	
1時間30分以上2時間未満	644単位	1時間30分以上 （331単位に30分 増すごとに+67 単位）	
2時間以上2時間30分未満	724単位		
2時間30分以上3時間未満	804単位		
3時間以上	884単位に30分を増 すごとに+80単位		

利用時間	家事援助
30分未満	101単位
30分以上45分未満	146単位
45分以上1時間未満	189単位
1時間以上1時間15分未満	229単位
1時間15分以上1時間30分未満	264単位
1時間30分以上	298単位に15分を増すごとに+34単位

特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算
緊急時対応加算（月2回を限度）7	1回につき100単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
夜間早朝加算	所定単位数の25%を加算
利用者負担上限額管理加算（月1回を限定）	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき1000分の221に相当する単位数を算定利用者負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）

- ①生活保護・・・生活保護受給世帯
- ②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの
- ④一般・・・適用されません

重度訪問介護の基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（基本単価）

重度訪問介護における介護給付費の対象となるサービス利用単位

○1単位につき10.18円（地域区分）をかけた金額になります。

利用時間	著しく重度のもの （+15%）	区分6（要介護5） （+8.5%）	その他
1時間未満	210単位	198単位	183単位
1時間以上1時間30分未満	313単位	296単位	273単位
1時間30分以上2時間未満	418単位	394単位	364単位
2時間以上2時間30分未満	523単位	493単位	455単位
2時間30分以上3時間未満	627単位	592単位	546単位
3時間以上3時間30分未満	731単位	690単位	636単位
3時間30分以上4時間未満	837単位	789単位	728単位
4時間以上8時間未満	813単位に30分を増すごとに+85単位		

・移動中の介護を実施した場合の加算

1時間未満	100単位
1時間以上1時間30分未満	125単位
1時間30分以上2時間未満	150単位
2時間以上2時間30分未満	175単位
2時間30分以上3時間未満	200単位
3時間以上	250単位

緊急時対応加算（月2回を限度）	1回につき100単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
利用者負担上限額管理加算（月1回を限定）	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算

※福祉・介護職員処遇改善加算（I） 1月につき1000分の140に相当する単位数を算定

利用者負担の軽減措置の対象者（世帯）

- ①生活保護・・・生活保護受給世帯
- ②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの
- ④一般・・・適用されません

同行援護の基本的なサービス利用料金（1日あたり）

（基本単価）

同行援護における介護給付費の対象となるサービス利用単位

○1単位につき10,18円（地域区分）をかけた金額になります。

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満の場合	256単位	105単位
30分以上1時間未満	405単位	199単位
1時間以上1時間30分未満	589単位	278単位
1時間30分以上2時間未満	672単位	1時間30分以上 （348単位に30分増すごとに+70単位）
2時間以上2時間30分未満	755単位	
2時間30分以上3時間未満	839単位	
3時間以上	922単位に30分を増すごとに+83単位	

夜間早朝加算	所定単位数の25%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算
緊急時対応加算（月2回を限度）	1回につき100単位を加算
初回加算	1回につき200単位を加算
利用者負担上限額管理加算（月1回を限定）	1回につき150単位を加算
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき1000分の221に相当する単位数を算定

利用者負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）

- ①生活保護・・・生活保護受給世帯
- ②低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの
- ④一般・・・適用されません

くまとりちょう・いづみきのし・かいづかし・ほんなんし・せんなんし たじりちょう きしわだし
(熊取町・泉佐野市・貝塚市・阪南市・泉南市・田尻町・岸和田市)

移動支援の基本的なサービス利用料金 (1日あたり)

移動支援における地域支援事業費の対象となるサービス利用料金

○個別支援

- 報酬単価 900円/30分
- 初動加算 600円/1回 (1日あたり1回まで) …本人負担は求めない
- 利用者負担 報酬全額の1割 (初動加算は利用者負担なし)

○グループ支援

- 報酬単価、初動加算

人数比率(ヘルパー対利用者)	1対2	1対3	1対4	1対5	1対6
30分あたりの単価	540円	420円	360円	300円	300円
初動加算(利用者1人あたり)	300円	200円	150円	120円	100円

- 利用者負担 利用者1人あたり本人1割負担
- 初動加算 本人負担は求めない

利用者負担月額上限額

生活保護世帯	0円
町民税非課税世帯	0円
町民税課税世帯	4,000円

定率負担・実費負担の軽減措置の対象者(世帯)

- 生活保護・・・生活保護受給世帯
- 低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- 低所得2・・・市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの